

水道用資機材・給水装置の浸出性能試験 六価クロム基準値強化

「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」がパブリックコメントの募集を経て、2020年4月1日に改正される予定です。

主な改正点は次のとおり、**六価クロムの基準値強化**です。

・水道施設の技術的基準を定める省令

	改正前	改正後
薬品等基準	0.005mg/L	0.002mg/L
資機材等材質基準	0.005mg/L	0.002mg/L

※施行日時点ですでに設置されている資機材等給水装置については、当該水道施設の大規模の改造時まで、改正後の規定の適用が猶予されます。

・給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

	改正前	改正後
給水装置浸出性能基準 (末端)	0.005mg/L	0.002mg/L
給水装置浸出性能基準 (末端以外)	0.05mg/L	0.02mg/L

※施行日時点ですでに設置されているか、設置の工事が行われている給水装置については、その給水装置の大規模の改造時まで、改正後の規定の適用が猶予されます。

※給水装置浸出性能基準（末端）については新基準の適用日を2021年4月1日に延期する案が出されています。

上記のとおり、2020年4月1日より水道用具に対して全般的に六価クロムの基準が強化される予定です。

この機会に御社製品の六価クロムの検査結果が新基準を満たしているか確認してみたいかがでしょうか？

当社は改正予定の基準値を満たした結果のご報告が可能です。

当社は厚生労働大臣の登録水質検査機関として、水質検査に多くの実績がございます。
(水道法に基づく水質検査において年間30,000検体以上)

水道用資機材、給水装置、薬品等の浸出試験については、材質別に実施すべき検査項目が異なる場合や、浸出方法が異なる場合がございます。

検査項目や分析方法に限らず、ご不明な点は、分析担当：竹下、野村（内線：246、414）までお気軽にお問い合わせください。

